

# 石卷赤十字病院奨学金返還支援金貸与規程

石卷赤十字病院

## 石巻赤十字病院奨学金返還支援金貸与規程

### (目的)

第1条 石巻赤十字病院（以下「本院」という。）に勤務する有能な保健師、助産師、看護師等（以下「看護師等」という。）を確保するため、奨学金を借り受け大学、専門学校等（以下「学校等」という。）を卒業した看護師等に対する奨学金返還支援金（以下「支援金」という）の貸与について基本的な事項を定める。

### (貸与対象者の要件)

第2条 支援金の貸与を受け取る者（以下「貸与対象者」という。）の要件は以下の通りとする。

- 1) 他の組織、団体等から本院の認めた奨学金の貸与を受けていること
  - 2) 本院の看護師採用試験に合格し看護師等として入職すること
  - 3) 看護師等の国家試験に合格すること
  - 4) 貸与額に応じた就学期間を看護師等として勤務する意志があること
  - 5) 連帯保証人を立てることができること
- 2 前項の貸与対象者には当院の奨学生は含めない
- 3 貸与者の数は、当該入職年度の奨学金貸与枠から既に奨学金を貸与している人数を差し引いた人数を基準とし弾力的に運用するものとする。

### (支援金貸付額)

第3条 貸与対象者に支援金として貸与する額は、月額6万円に学校等の学則に定める正規の就学月数を乗じた額を上限とする。

### (支援金貸付時期)

第4条 貸与対象者に支援金を貸付ける時期は、本院の看護師採用試験および看護師等国家試験に合格し、入職した日の属する月の翌月末とする。

### (支援金貸付の申請)

第5条 支援金の貸付けを受けようとする者は、出願書類と合わせて、支援金貸与願（別紙様式2）ならびに現に奨学金を受けていることを証明する書類を添えて申請するものとする。

### (支援金貸付の決定)

第6条 支援金の貸付けは、本院において選考を行い、その結果を支援金の貸付けを受けようとする者に通知するものとする。

- 2 選考の方法、時期等は院長が別に定める。
- 3 支援金の貸付けが内定した者は、誓約書（別紙様式3）、本人名義の口座振込願（別紙様式4）を病院に提出し、その受理をもって支援金貸与を決定する。

#### **（支援金）**

第7条 支援金は、第4条に定める時期に貸付希望者の指定口座に振込むものとする。

#### **（保証人）**

第8条 支援金の貸付けを受けようとする者は、保証人をたてなければならない。保証人は貸付を受ける者と連帯して債務を負担するものとする。

2 保証人の氏名、住所に変更があったとき又は保証人を変更したときは、直ちに氏名変更、住所変更届（別紙様式6）又は保証人変更届（別紙様式7）を院長に届け出なければならない。

3 保証人は、誓約書及び保証人変更届の提出に際しては、印鑑証明書を添付するものとする。

#### **（貸付金の返還）**

第9条 支援金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するときは、支援金を返還するものとする。

- （1）第3条に定める貸付額の算定基礎となる月数の1.5倍の期間を勤務せずに退職したとき。
- （2）職員就業規則第48条に定める休職を命じられたとき。
- （3）職員就業規則第74条に定める懲戒処分を受けたとき。
- （4）その他院長が支援金を貸し付けることが不適切と判断したとき。

#### **（返還金の免除）**

第10条 支援金の貸付けを受けた者が、第3条に定める貸付額の算定基礎となる月数の1.5倍の期間を勤務し看護師等業務を行った場合は、奨学金貸付額の全額の返還を免除する。

2 支援金の貸付けを受けた者が、本院又は院長の指定する施設の職員となって、業務に起因する、死亡、心身の疾病のために業務を継続することができなくなったときは、返還金を免除する。

3 ただし、支援金の貸付けを受けた者が進学のため本院に勤務できない期間及び私傷病等により看護師業務に従事できない期間については、前2項に定める返還を免除する期間からは除外するものとする。

4 返還金の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別紙様式8）を院長に提出しなければならない。

### **(返還債務の猶予)**

第11条 支援金の貸付けを受けた者が、院長の許可する大学院、大学、保健師・助産師学校等へ進学のため本院に勤務できないとき及び本院又は院長の指定する施設の職員となって、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できない期間について、返還債務の猶予を受けようとするときは、返還猶予申請書（別紙様式9）を院長に提出しなければならない。

ただし、院長の許可する学校等（大学院を含む）へ進学する場合は進学等申請書（別紙様式11）を院長に提出するものとし、この場合の猶予期間は、その学校等の学則に定める正規の在学期間とする。

### **(返還金の額と返還期限)**

第12条 返還する貸付金の額は、支援金として貸付けた額の全額とする。

ただし、本院又は院長の指定する施設の職員となった後、第3条に定める貸付額の算定基礎となる月数の期間以内に退職した場合は、貸付額全額から支援金の貸付けを受けた期間（月数）より勤務月数を差し引いた月割相当額とする。勤務月数の算出にあたり、勤務日数が1カ月の所定労働時間に満たない場合は切り捨てることとする。なお、産前・産後休暇、育児休業、介護休業は勤務日数には含めない。

2 返還は、原則として貸付金を返還する事由が生じた日の属する月の翌月から3カ月以内に、返還すべき額の全額を返還するものとする。

### **(延滞利子)**

第13条 支援金の貸与を受けた者が正当な理由なく、支援金を定められた日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額100円につき年14.5%の割合で計算した延滞利子を徴収する。

### **(その他)**

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### **(附則)**

この規程は、令和2年4月1日より施行し、令和3年4月入職者より適用する。